

第8回労働協約交渉 その2

専任社員の労働条件を改善すること 重点項目として労働時間管理を再度主張

国労の主張

◆専任社員の労働条件を次のように改善すること。

- ①賃金を改善すること
- ②休日を増やすこと
- ③契約満了報労金の区分Ⅳを新設し、Ⅱを技術、Ⅲを主任、Ⅳを助役とすること
- ④私傷病休暇における勤続年数を現職時から通算して在職した期間に改めること

会社の見解

- ①専任社員の賃金を上げると言うことは全社員の賃金形態を変更する必要があり、その様な考えはない。
- ②鉄道業の勤務の基本はフルタイム勤務。休日増や短時間勤務は要員算定上も難しい。
- ③法の定めに則っており、現状の区分を変更する考えはない。
- ④休暇日数は基本協約に沿って設定している。雇用契約終了の期間とも合致しており変更する考えはない。

国労の主張

◆更衣時間は勤務したものとみなすこと。

会社の見解

・労働時間の考え方から言って、使用者の指揮命令下にないと認識しており、労働時間とする考えはない。

国労の主張

◆労働時間管理を徹底すること。

会社の見解

・超過勤務の申告は社員の自己申告としているが、Jネット導入以降ログオフ時間も客観的な確認ができるということを確認の方法としている、また、非現業においてもフラッパーゲートによる入退出時間の記録も参考としている。



国労東海かべ新聞

国鉄労働組合東海本部 編集責任者：渡邊 和久